

テーマ：追加的健康確保措置の「勤務間インターバル9時間以上の確保」について（Part2）

先月号では、追加的健康確保措置の「勤務間インターバル9時間以上の確保」について取り上げました。

東京都医療勤務環境改善支援センターにも、どのようにインターバルを確保すればよいのかというご相談が増えてきています。

今月はインターバル確保に向けた対応策について考えてみます。

● Question 1 「勤務の都合上、休息時間を分割して取っても問題ないか」

確実に休息を確保する観点から、9時間または18時間以上の連続した休息時間は、事前に勤務シフト等で予定されたものであることを原則とされています。

当初から勤務時間が15時間または28時間以内となるようシフトを組むことが前提となり、これを超えるようなシフトの組み方は適していません。

シフト上、勤務時間と休息時間には問題ないことが前提で、やむを得ない理由で労働に従事した場合は、代償休息を与えなければならないことにご注意ください。

● Question 2 「休息時間中に勤務せざるを得なくなった場合の取扱いはどうなるのか」

予定された9時間または18時間以上の連続した休息時間中に、やむを得ない理由により発生した労働に従事した場合は、その勤務時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与することでもよしとされています。その際の注意点は以下の通りです。

- ・なるべく早く付与すること
- ・「一日の休暇分」（8時間分）が累積してからではなく、発生の都度、時間単位での休息をなるべく早く付与すること

また、代償休息の付与期限としては、代償休息を生じさせる勤務が発生した日の属する月の翌月末までとしております。できるだけ時間が開くことがないように、医療機関の管理者は、勤務する医師が9時間または18時間以上の連続した休息時間を確保することができるよう勤務シフト等を作成する必要があります。場合によっては面接指導を定期的に行うなどが求められます。

● Question 3 「短時間の勤務と休息が繰り返されるシフトでは、インターバルは不要か」

勤務と休息が繰り返される起点となる「始業時間」は、勤務シフト等で予定された業務の開始時間となります。1日の間に短時間の勤務と休息が繰り返すことが予定されている場合は、それぞれの労働の開始が「始業時間」の扱いとなります。

最初の始業から24時間以内に9時間以上の連続した休息時間を確保できていれば、9時間以上の休息時間の開始前までに発生する繰り返される勤務時間についても、24時間以内に含まれることとなるため、勤務間インターバル規制を満たすこととなります。

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします（秘密厳守）。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30分まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ